

改正

平成20年4月30日条例第34号  
平成23年12月27日条例第52号  
平成25年3月22日条例第11号  
平成27年3月31日条例第37号  
平成28年12月27日条例第59号

やまがた緑環境税条例をここに公布する。

やまがた緑環境税条例

(目的)

**第1条** この条例は、森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、やまがた緑環境税として、県民税の均等割の税率に関し山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号。以下「県税条例」という。）の特例を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語は、県税条例において使用する用語の例による。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

**第3条** 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第36条の規定にかかわらず、同条に定める額に1,000円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

**第4条** 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第43条の規定にかかわらず、同条の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第3条の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の県民税の均等割について適用する。

3 第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度若しくは連結事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の県民税の均等割について適用する。

4 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る法第53条第1項の申告書（法人税法（昭和40年法律第34号）第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第145条第1項において準用する場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法第53条第1項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）又は法人の施行日以後に終了する連結事業年度に係る同条第2項の申告書の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る県民税として納付した又は納付すべきであった県民税については、第4条の規定は適用しない。

(経過措置)

5 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（県内に住所を有しない者を除く。）に係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第36条」とあるのは「県税条例第36条及び山形県県税条例の一部を改正する条例（平成17年7月県条例第74号）附則第5項」と、「同条」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同条」と、「1,000円」とあるのは「600円」とする。

（東日本大震災からの復興に関し県が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る個人の県民税の均等割の税率の特例措置に伴う読替え）

6 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税の均等割に限り、第3条の規定の適用については、同条中「第36条」とあるのは、「附則第22条の2」とする。

(検討)

- 7 知事は、やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例（平成28年12月県条例第59号）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成20年4月30日条例第34号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月27日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中附則第22条の次に1条を加える改正規定及び附則第15項の規定 公布の日

（2）〔略〕

附 則（平成27年3月31日条例第37号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成28年12月27日条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。